

令和2年3月13日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	浜	村	大			
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦
税	務	課	長	岡	部		亮		
住	民	課	長	西		清	孝		
健	康	福	祉	課	長	高	野	正	
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆	

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 議員提出 発議第1号ないし第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1 諸般の報告**

**寺井強議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**寺井強議長** 次に、町長提出 議案第2号ないし第35号及び請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**寺井強議長** 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で本委員会に付託されました議案13件について、3月4日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、議案第10号 志賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、町長をはじめとする行政委員や町職員などの職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合に、町に対する損害を賠償する責任の一部を免責することができるとされたことから、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 志賀町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町固定資産評価審査委員会条例及び志賀町行政不服審査条例の一部を改正する条例について、議案第14号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 志賀町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正や、4月1日からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例については、土地改良法施行令等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第19号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例については、当該施設の指定管理者が自主的な経営努力を発揮しやすくするために、施設の利用料金等について所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 志賀町営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、議案第21号 志賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、それぞれの関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号及び議案第24号については、町道路線の認定及び変更についてであり、町道第3078号荒屋輪島線及び町道第1083号領家コミュニティー線で現地確認を行い、担当課からの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号及び議案第26号については、能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定であり、当該施設を4月1日から、一般社団法人志賀町観光協会を指定管理者とすることにより、現在の指定管理者である公益社団法人志賀町シルバー人材センターの指定管理期間が変更となるものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

**林一夫教育民生常任委員会委員長** 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました議案4件、請願1件について、3月5日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、議案第11号 志賀町印鑑条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを踏まえ、

所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるようにするものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度をもって、志加浦保育園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、基礎課税額に係る課税限度額の基準について所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、同法を引用している条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号 選択的夫婦別性の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、審査した結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託されました令和元年度各会計の補正予算にかかる議案8件、令和2年度各会計の当初予算にかかる議案9件につきまして、去る6日、9日、10日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部や関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありまして、審査経過につきましては、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源

が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査いたしたところであります。

その結果、議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算についてについては、賛成多数をもって可決し、他の16案件につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられますよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は、本定例会に上程されました議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

なお、討論のための登壇は一回のみですので、続くところの請願第1号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算についてであります。

本議案には、町が管理する河川からの浸水被害を未然に防止するため、緊急を要するところの浚渫を推進する事業、本町の園児が、町が認めた病院、診療所等に付設された病児・病後児保育施設を利用した場合の助成、新生児の聴覚検査費用の助成など、新たなものや多くの積極的施策があるわけではありますが、ただ、この来年度一般会計予算の中には、事実上の任意の原発推進団体「志賀原子力発電所環境安全対策協議会」への補助金が含まれています。

福島第一原発から丸9年、今朝も地震が起きている中、多くの国民が原発ノーの意思を示しているなか、任意の原発推進団体に補助金を出し続けるというのは、いかがなものかと思えます。

また、今年10月からの指定ごみ袋を輪島市よりも高い、10リットル入り1枚15円、20リットル入り25円、そして30円シールを値上げの35円とした予算を見込んでいます。

私は、輪島市のように10リットル入り袋は10円、20リットル入り袋は20円、30円シールはそのまま30円に据え置くことを求める立場であります。

また、小中学生に国、県の学力テスト以外に町独自の学力テストを課しています。子ども達には伸び伸びと基礎学力をつけて欲しいと思います。統一的なテストはどうしても競争になってしまいます。

従来からの先生方のテストで十分だと思います。

これらの理由により、私は、議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算については、反対とさせていただきます。

次に、請願第1号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願についてであります。

今、与野党の枠を超えて選択的夫婦別姓を認めるよう、民法を改正しようという声広がっています。

結婚した女性の96パーセントが改姓を余儀なくされているのは、間接的な男女差別であり、男性も夫婦別姓を求めています。

世界でも日本だけが、法律で夫婦同姓を義務づけています。夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ世論調査でも賛成が反対を上回っています。

また、女性のみ適用されていた再婚禁止期間6か月の廃止も緊急の課題です。国連女性差別撤廃委員会からも繰り返し民法改正の勧告があります。

よって、私は、請願第1号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願については、賛成といたします。

どうか、本町、本議会からも声を上げていただきますよう、議員各位におかれましては、特段のご配慮を申し上げまして、私の反対と賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** 議長。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本件につきましては、先に行われました予算決算常任委員会におきまして、慎重に審議を行いましたが、人口減少で細りゆく税収、本町の貴重な財源である北陸電力志賀原子力発電所由来の財源が減収する一方、高まる高齢化による福祉関係等の支出が増大するといった大変厳しい状況下、実に綿密に計画された予算であると高く評価するところであります。

小泉町長は会期冒頭の提案理由説明におきまして、新年度は、防災、減災に多くの予算を配分すると述べられました。

地域の防災力強化につきましては、私も昨年の定例会一般質問におきまして、地域における防災訓練の強化を求めました。

また、タウンミーティングでも多くの要望があった準用河川の浚渫も大規模に実施するとしており、これらに大きく予算を計上したところは、まさに住民ニーズに答えたものであります。

子育て環境につきましても、予防接種事業の拡充や、病児・病後児保育利用料無料化事業、新生児聴覚検査費用助成事業を新設する等、手厚い施策が多く盛り込まれております。

加えて教育の分野では、小中学生を対象に町独自の学力調査を実施し、児童、生徒一人ひとりの長所や不足のある所を的確に判断し、それぞれに的確かつ、効果的な指導、教育を行うことや好評を得ている学習サポート事業の継続等、子育て

て家庭が心強く感じる事業が充実しております。

私も現在中学生を持つ親として、大変心強く感じている内容であります。

高齢者対策の分野におきましては、高齢者運転免許証自主返納者に対する支援の拡充、後期高齢者が積極的に医療健康診査を受診するよう促す健康ポイント事業の新設など、きめ細かな配慮が伺えます。

地域の安心、安全に対しましては、志賀原子力発電所の現状や再稼働に向けた審査状況を正確に住民に広報するほか、発電所の安全な運営を監視するといった重要な役割を果たす組織に対する手厚い助成を実施し、官民共同で町の安心に取り組む姿勢も高く評価できます。

これらのほか、慎重に審議をいたしました。総じて事業内容におきましては、真に、住民が求めているものであり、計上されている予算も無駄なく適正と結論づけたところであります。

これらを勘案し、議案第27号につきましては、賛意を持って可決すべき判断するとともに、残余の議案等につきましても住民福祉の観点から、全てに対し賛意を表すものであります。

議員各位におかれましては、適切なお判断のもとご賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**寺井強議長** ないようなので、討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第2号 令和元年度志賀町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第3号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ないし議案第9号 令和元年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第2号)についてを一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第10号 志賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてないし議案第22号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して、採決します。

**寺井強議長** お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第23号 志賀町道路線の認定について、町道第3078号 荒屋輪島線ないし議案第26号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定についてを、一括して、採決します。

**寺井強議長** お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第27号 令和2年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

**寺井強議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第28号 令和2年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし議案第35号 令和2年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第1号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

**寺井強議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

日程第3 発議第1号ないし第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**寺井強議長** 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について、ないし南政夫君ほか2名から提出のありました発議第3号 持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書についてを一括して議題とします。

各案の提出者から、順次、説明を求めます。

**寺井強議長** 1番 表谷茂浩君。

**表谷茂浩議員** はい、議長。

今回提出しました発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、世界保健機関WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

我が国においても感染経路が判明しない感染例が多数確認され、感染者が死亡する事態となり、本県でも感染者が確認されています。

このような中、国は同感染症を指定感染症及び検疫感染症に指定し、水際対策や感染拡大防止に取り組んでいるものの、事態の終息は見えず、国民の不安は増大する一方であります。

こうした不安を解消し、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大を想定した行動計画である「新型インフルエンザ等対策行動計画」も参考にしながら、情勢の変化も踏まえつつ、総合的かつ強力な対策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、引き続き地方自治体と十分な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、下記の事項に取り組むよう強く要望します。

1 検査体制を拡充し、医療機関を受診した患者が必要に応じて検査を受けられる体制を確保するとともに、より迅速に検査ができる簡易検査キットを早期に開発し、診察・検査体制を整備すること。

2 帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置など円滑な医療実施のための体制整備に対する支援や、病床を確保し治療体制を強化することにより、高齢者や基礎疾患のある方を中心に感染者の重症化防止に取り組むこと。

- 3 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 4 マスク・防護具等の医療物資の確保を行うこと。
- 5 正確かつ詳細な情報を迅速に提供するとともに、コールセンターを拡充するなど国民の個別の不安に丁寧に対応すること。
- 6 海外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港での検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
- 7 感染拡大や風評被害による、クルーズ船をはじめとする観光関連産業や中国と取引のある企業等を含めた地域経済への影響を最小限にとどめるため、機動的に必要な対策を講じること。
- 8 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により志賀町議会は、国及び関係機関に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、国民の命と健康にかかる重要な要望案件として提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、以上本件の趣旨説明といたします。

**寺井強議長** 11番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** 議長。

11番 富澤 軒康です。

今回提出いたしました発議第 2 号 心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書の説明をいたします。

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障がい者の経済的な基盤の確立が不可欠であります。

こうした中、全国の自治体では、重度心身障がい者を対象とした心身障がい者医療費助成制度を実施しておりますが、医療費助成制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、その対象や内容には自治体間格差が生じております。

また、支給方法も窓口での負担のない現物給付と、助成申請の手続きを要す

る償還払いに分かれており、とりわけ償還払いはご存知のとおり、一旦治療費を支払う経済的負担に加え、障がい者の中には手続きが困難な方も多く、大きな負担となっておるのが現状であります。

こうした状況にもかかわらず、償還払いを行う自治体があるのは、現物給付による医療費助成を行う自治体に対して、国が国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきであります。

そもそも、心身障がい者医療費助成制度については、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来、医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきであります。

よって、国におかれましては、障がいのある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、本件の主旨説明といたします。お願いします。

**寺井強議長** 8番 南 政夫君。

**南政夫議員** はい、議長。

今回提出しました発議第3号 持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書の説明をいたします。

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待されております。

こうした人生100年時代を、国民一人ひとりが生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で、安心して医療や介護を受けることができる社会の実現が求められます。

そのためには、地域に根ざした医療提供体制の構築が重要であり、とりわけ、かかりつけ医機能の拡充により地域包括ケアシステムを確立・強化し、医療が診断・治療のみならず予防と健康づくりに大きな役割を果たすことにより、健康寿命の延伸と社会保障の支え手の増加が期待できます。

また、過不足のない医療・介護を将来にわたり国民に提供し続けていくため、その担い手である医療従事者や医療機関の確保が不可欠であり、そのための十分な支援が必要となります。

こうした取り組みにより、国民皆保険制度とかかりつけ医中心の医療提供体制が一体となった我が国の保健医療システムを、長寿社会における医療モデルとして確立することが、国民に将来の安心を約束することにつながっていきます。

よって、国におかれては、このような持続可能な医療・介護制度の確立に向けて、適切な財源を確保するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の主旨説明といたします。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、各案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**中谷松助議員** 議長。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 私は、発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について、発議第2号 心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書について、発議第3号 持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書についての3議案につきましては、いずれも賛成の立場から討論を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてであります。

いの一番に掲げている検査体制の拡充、より迅速な検査ができる簡易検査キットの開発、マスク・防護具等の確保、ワクチンの開発・製造等の早期実現は喫緊の課題であります。

次に、心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書についてであります。

この意見書にある窓口無料化、所謂現物支給による医療費助成を行う自治体に対して国が国保の国庫負担を減額する調整措置、所謂ペナルティの足かせを課しているのは、あまりにも姑息と言わざるを得ません。

消費税は社会保障のためと言いながら、実際は国民の見えないところで罰則を与えて、自治体の単独事業の足を引っ張るなど到底容認できるものではありません。

次に、3点目の持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書についてであります。

福祉は人と言われます。過不足のない医療、介護を将来に渡り国民に提供し続けていくため、その担い手である医療・介護従事者等の確保は不可欠であり、そのための十分な支援が必要とするのは喫緊のことです。

以上の理由から、私は新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について、心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書について、持続

可能な医療・介護制度の確立を求める意見書についての3議案に対しまして、賛同する立場から、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 他にありませんか。

(発言なし)

ないようなので、討論を終結します。

---

### ( 採 決 )

**寺井強議長** これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第2号 心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第3号 持続可能な医療・介護制度の確立を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件**

**寺井強議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

町長が発言を求めていますので、これを許可します。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

発言の機会をいただき誠にありがとうございます。

令和2年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たり、議員の皆様方にご挨拶申し上げます。

今議会では一般会計のほか特別会計及び企業会計併せて9会計の令和2年度の当初予算をご審議いただきました。

そのほか、令和元年度の補正予算、条例の制定、一部改正等議案25件について審議もいただきました。

議員各位にはいずれも慎重審議の上にも円滑に全ての案件に可決いただきまして、心から御礼を申し上げます。

そして、皆様方ご承知のとおり、本日2時18分に発生した能登地方を震源とする地震については本町では震度4を観測いたしました。

町では、3時20分から臨時課長会議を招集し、警戒配備態勢を整え午前9時に

は2回目となる会議を招集し、町内における道路、公共施設等には被害がなく、町民の方から被害に関する通報もなかったことを確認しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大については、県内においても7人の感染者が確認されており、いつ近隣市町や本町においても感染者がでてもおかしくない状況にあると思っております。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様には引き続き手洗いやマスクの着用などの徹底、咳エチケットの順守に努めていただくとともに、特に高齢者や糖尿病、心不全等の基礎疾患がある方は、できるだけ人ごみの多い場所を避ける等、感染予防により一層の注意を払っていただきたいと思います。

町としても必要な情報を適時、適切に提供していきたいと考えております。

以上、令和2年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**寺井強議長** 以上で、令和2年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時57分 閉会)

---

## 議 長 報 告

- 1 議長報告第5号  
例月出納検査の結果について  
(令和2年2月28日実施)
  
- 2 議長報告第6号  
入札結果報告  
(令和2年2月20日 5件)  
(令和2年3月5日 2件)
  
- 3 議長報告第7号  
委員会審査報告書

- 4 議長報告第8号  
閉会中の継続調査について
  
- 5 議長報告第9号  
陳情書について
  
- 6 議長報告第10号  
委員会所管事務調査等報告書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長            寺 井            強

志賀町議会議員           櫻 井           俊 一

志賀町議会議員           林               一 夫